

表彰等に関する規程

(目的)

第1条 この規則は、公益社団法人中播広域シルバー人材センターの目的を理解し、永くその運営並び発展に寄与した会員及び企業に対し表彰等を行うにあたり必要な事項を定める。

(表彰の種類)

第2条 表彰の種類は次のとおりとする。

- (1) 功労者表彰
- (2) 企業等感謝

(表彰の基準)

第3条 表彰等の基準は次のとおりとする。

- (1) 会員表彰
 - (イ) 15年、20年、25年以上センターの会員として振興、発展に寄与した者
 - (ロ) 会員紹介・就業先紹介において、会員拡大・就業先拡大に寄与した者
 - (2) 企業等感謝
 - (イ) センターの運営、就業機会の提供に寄与した企業、団体、個人等
- 2.前項の第1号については、表彰年度に会員であること。

(被表彰者の選考及び決定)

第4条 被表彰者の選考及び決定は、理事会で行う。

(表彰の方法)

第5条 被表彰者が決定したときは、直近の定時総会または、臨時総会において表彰状または感謝状の授与を行う。

- 2.表彰状等に添えて記念品を贈呈することができるものとする。

(委任)

第6条 この規程に定めるものの他、必要な事項については理事長が別に定める。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会において決定する。

附則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

この規程は、令和4年4月1日から施行する。